M相当の旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、第一次審査資料の提出期間までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第二次審査資料の提出の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）(交通分野コースＡ、Ｂ）の資格を有する者

ｂ及びｃの各項目は国土交通省登録技術者資格の登録規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格とする。

イ　次のいずれかの実績を有すること。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に示す業務において１件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

・道路法上の道路における電線共同溝の詳細設計業務

ｂ　過去に業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。(※)

(※)マネジメントした実務経験とは、例えば、次のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

・建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第３条の一に該当する「道路部門」の技術管理者

・北海道開発局土木設計業務等調査規程（平成17年７月11日付け北開局工管第46―１号）第３条に該当する主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（平成11年４月１日付け建設省厚契第31号）第６に該当する総括調査員若しくは主任調査員

ウ　令和３年度から令和６年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りでない。

エ　配置予定管理技術者については、第一次審査資料の提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

⑷　工事企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。ただし、整備施設の所有権移転業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる調査・設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の⑦の要件を満たさなければならない。

①　北海道開発局における工事区分「舗装」に係る令和７・８年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

②　平成22年４月１日から公告開始日までに、次のアの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

ア　道路法上の道路において、電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事もしくは電線類の地中化工事。

③　次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。ただし、受注実績がない場合はこの限りでない。

ア　単体　令和５年度及び令和６年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和３年度及び令和４年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ　共同企業体　令和５年度及び令和６年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない構成員は、令和３年度及び令和４年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65点以上であること。

④　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部ＰＦＩ審査会における審査の結果、施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑤　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の工事業務に着手する日から専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、次に掲げる基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ａ　１級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

イ　平成22年４月１日から公告開始日までに、２⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること。(甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。また、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者にあっては、第一次審査資料の提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑥　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑦　既存ストックを活用する工事を行う者は、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア　北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

イ　既存ストック所有者より業務委託の受注実績のある会社であること。ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

②　平成27年４月１日以降に次のアの要件を満たす工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。

ア　道路法上の道路において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事もしくは電線類の地中化工事